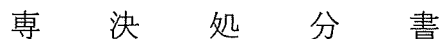


専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

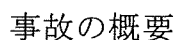


1 賠償金額

2 賠償の相手方及び金額

CONFIDENTIAL

秦野市長 高橋 昌 和



- (1) 発生日時

(2) 発生場所

秦野市三廻部 4 1 8 番地先

- ### (3) 事故の状況

消防団第7分団第2部に所属する消防団員の運転する公用車（消防ポンプ自動車）が、上記場所の市道三廻部4号線内において、土砂崩れ箇所を確認するため誘導員を配置せず後退したところ、後続で停車していた

■さん所有の小型乗用車の前面に接触し、損傷させた。

- #### (4) 本市の責任原因

後退時の安全確認不履行

- (5) 本市の過失割合

100パーセント